

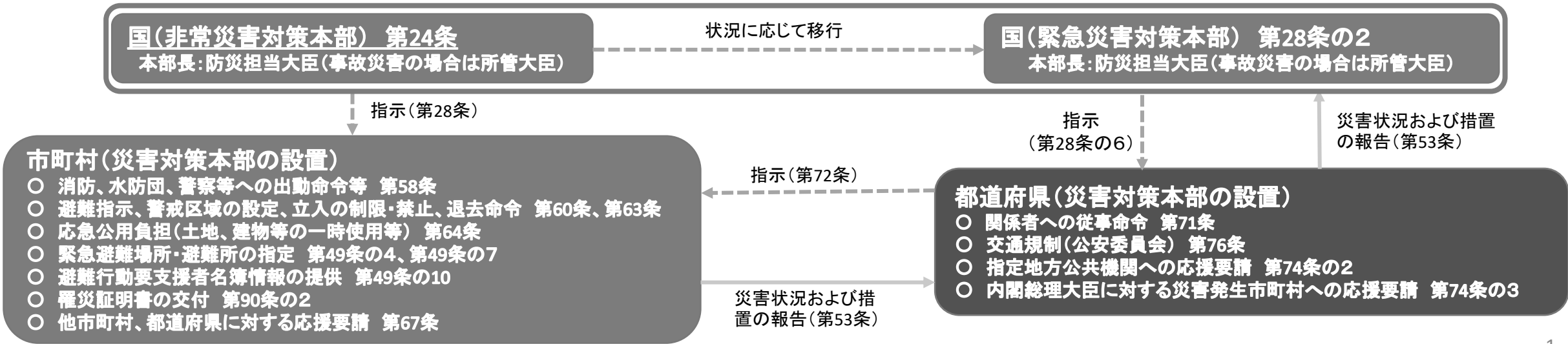
災害対策条例の制定に向けた検討について

1 法律について

(1) 災害対策基本法

- 昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された災害(※)対策関係法律の一般法である。
 - 平時における防災計画の作成や各種災害予防策から応急対策、復旧・復興に至るまでの総合的な措置について規定
 - 市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務を有している。
 - 都道府県は、広域的な地方公共団体として防災に関する対策を実施するのみならず、市町村の事務・業務を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有している。
- ※ 災害
暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(参考) 災害対策基本法に基づく措置の概要



(2) その他の法律

○ 大別すると、「予防」「応急」「復旧・復興」段階で災害の種類や措置の目的に応じて個別法が存在する。

類型	災害対策基本法	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律		・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	<全般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法
火山	活動火山対策特別措置法			
風水害	河川法		水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律			
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法			
原子力	原子力災害対策特別措置法			
大規模災害からの復興に関する法律				

2 他道府県の条例制定状況について

○ 現在21道府県において、22条例が制定されている。うち、議員提案条例は5条例（和歌山県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県）である。直近では令和3年度に新潟県で制定された。

都道府県	条例名	公布日	施行日	都道府県	条例名	公布日	施行日
北海道	北海道防災対策基本条例	H21.3.31	H21.4.1	和歌山県	和歌山県防災対策推進条例	H20.3.24	H20.4.1
岩手県	みんなで取り組む防災活動促進条例	H22.10.15	H23.4.1	鳥取県	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例	H21.7.3	
山形県	山形県防災基本条例	H29.3.21		岡山県	岡山県防災対策基本条例	H20.3.18	
栃木県	災害に強いとちぎづくり条例	H26.3.27	H26.4.1	広島県	広島県防災対策基本条例	H21.3.24	
千葉県	千葉県防災基本条例	H25.12.26	H26.4.1		広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例	H27.3.16	H27.4.1
新潟県	新潟県防災基本条例	R3.12.28	R4.4.1	香川県	香川県防災対策基本条例	H18.7.15	
山梨県	山梨県防災基本条例	H30.3.29	H30.4.1	愛媛県	愛媛県防災対策基本条例	H18.12.19	
三重県	三重県防災対策推進条例	R2.3.24		長崎県	みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例	H25.3.29	H25.4.1
京都府	災害からの安全な京都づくり条例	H28.8.4		大分県	大分県減災社会づくりのための県民条例	H21.3.30	H21.4.1
兵庫県	ひょうご防災減災推進条例	H17.3.28	H17.4.1	宮崎県	宮崎県防災対策推進条例	H18.9.19	
奈良県	奈良県地域防災活動推進条例	H26.3.28	H26.4.1	鹿児島県	鹿児島県防災対策基本条例	H19.12.25	H20.4.1

- 理念や責務だけを示した条例もあるが、それらに加え、予防、応急、復旧・復興等の施策を規定する条例を制定しているところが多い。
- ほとんどの条例で前文が置かれ、条例制定の背景(大規模災害の頻発、今後発生する可能性のある災害への備え等)や自助・共助・公助の考えを規定している。
- 条文の構成としては、総則、予防対策、応急対策、復旧・復興対策に分けて、それぞれにおいて行政、住民、自主防災組織、事業者等が対応すべきことを規定するものが多い。

(他県の条例の構成)

<新潟県(理念中心型)>

【前文】

【総則】

目的(第1条)・定義(第2条)・
基本理念(第3条)・県の責務(第4条)・
県民の役割(第5条)・事業者の役割(第6条)・
自主防災組織の役割(第7条)・市町村の役割
(第8条)

【施策】

県及び市町村の応援(第9条)・防災に関する
行動指針(第10条)・教訓の発信(第11条)

【附則】(施行期日)

<三重県(施策列举型)>

【前文】

【総則】

目的(第1条)・定義(第2条)・基本理念(第3条)・責務・役割など(第4条—第12条)

【災害予防対策】

県民の責務:防災知識の習得等・建築物の耐震性の確保など(第13条—第20条)
自主防災組織の責務:防災意識の啓発・物資及び資機材の備蓄等など(第21条—第25条)
事業者の責務:事業所内の安全の確保等・防災教育の実施等など(第26条—第30条)
県の責務及び市町村の役割:防災教育の充実等・職員の人材育成など(第31条—第59条)

【災害応急対策】

県民の責務:県民の相互協力・災害発生時等における避難など(第60条—第64条)
自主防災組織の責務:災害応急対策の実施・情報の伝達(第65条・第66条)
事業者の責務:事業所内の人の生命及び身体の安全の確保等など(第67条—第69条)
県の責務及び市町村の役割:応急体制の確立・情報連絡体制の確立等など(第70条—第80条)

【災害復旧復興対策】

県民の責務・自主防災組織の責務など(第81条—第84条)

【雑則】

県民等の意見(第85条)・委任(第86条)

【附則】(施行期日・経過措置)

3 条例の目的、目指す方向性等について

背景

- 能登半島地震を受け、新たな課題が顕在化（受援体制の強化など）
- 今後琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ巨大地震の発生も見込まれ、本県においても能登半島地震の教訓も踏まえ早急に対策を進める必要があるとともに、県民の防災意識を高めることが求められている。

災害予防対策

- （例）
- ・防災教育・防災訓練の実施・受講
 - ・建築物の耐震化
 - ・公共施設・インフラの整備
 - ・消防団・自主防災組織への支援、加入促進
 - ・物資・資機材の備蓄
 - ・医療救護体制の整備
 - ・事業継続計画の策定
 - ・事業者等との協定の締結
 - ・要配慮者等への支援
 - ・災害ボランティアの育成・確保
 - ・情報伝達体制の整備
 - ・受援体制の強化
 - ・災害応急対応業者の確保

災害応急対策

- （例）
- ・円滑な避難行動
 - ・災害応急体制の確立
 - ・情報の収集・伝達
 - ・帰宅困難者対策
 - ・安全の確保
 - ・二次災害の防止
 - ・避難所運営の調整

災害復旧復興対策

- （例）
- ・災害復旧復興事業の実施

県民が安全に安心して
暮らすことができる
地域社会の実現

4 スケジュールについて

時期	内容
令和6年7月9日(火)	防災に係る法律・他府県の条例の紹介 条例の制定に向けた論点整理(制定の目的・目指す方向性)
令和6年7月17日(水)	県内行政調査
令和6年9月上旬	条例の骨子案の検討
令和6年10月上旬	条例の素案(たたき台)の検討
令和6年10月30日(水)～ 11月1日(金)	県外行政調査
令和6年11月下旬	条例の素案の修正案の検討
令和6年12月中旬	条例の素案の修正案の検討、条例原案(パブコメ案)の決定
令和6年12月下旬～ 令和7年1月下旬	パブリック・コメント実施
令和7年2月中旬	条例案の最終調整、条例案の決定
令和7年3月下旬	条例の制定(議決)

※ 上記以外にも、必要に応じて委員会の開催や参考人の招致をすることがある。